第四条ノ定メ
取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ債務者ニ対シ
及ビ其ノ家族ニ対シ暴行ヲ加ヘ又ハ脅迫ノ言動ヲ為シ
又ハ威力ヲ示シ若ハ不法ニ有形力ヲ行使シテ
債務ノ弁済ヲ強要シ又ハ
一、会社ノ休業ノ時ヲ除ク外毎日午前八時ヨリ午後九時
マデノ間ニ非ザレバ債務者ノ住居ニ立入ラザル
コト
一、午前九時ヨリ午後六時マデノ間ニ非ザレバ債務者ニ
対シ電話ヲ掛ケ又ハ面会ヲ求メザルコト
一、午後十時ヨリ翌朝午前六時マデノ間ニ債務者ノ住居
又ハ勤務先ニ於テ債務者ニ対シ面会ヲ求メザルコト
一、債務者ノ勤務先ニ於テ債務者ニ対シ面会ヲ求メ又ハ
電話ヲ掛ケザルコト
一、債務者ノ勤務先ニ於テ債務者ニ対シ面会ヲ求メ又ハ
電話ヲ掛ケタル場合ニ於テ債務者ガ其ノ勤務先ニ
於テ面会ヲ求メ又ハ電話ヲ掛ケザルコト
一、債務者ノ勤務先ニ於テ債務者ニ対シ面会ヲ求メ又ハ
電話ヲ掛ケタル場合ニ於テ債務者ガ其ノ勤務先ニ
於テ面会ヲ求メ又ハ電話ヲ掛ケザルコト

（二）

一、現ニ弁済ヲ為シ又ハ為シ得ル資力ヲ有スル債務者ニ対シ
一、前ニ掲ゲタル事項ヲ為スコト

第五条 取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
左ノ事項ヲ為シ又ハ為サザルコトヲ要ス
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ身分ヲ証スル証票ヲ携帯シ且ツ債務者ニ対シ
其ノ提示ヲ求メラレタルトキハ之ヲ提示スルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ氏名ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ名称ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ電話番号ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ所在場所ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ代表者ノ氏名ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ代表者ノ住所ヲ明ラカニスルコト

第六条 取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
左ノ事項ヲ為シ又ハ為サザルコトヲ要ス
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ名称ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ電話番号ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ所在場所ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ代表者ノ氏名ヲ明ラカニスルコト
一、取立業ニ従事スル者ハ其ノ業務ヲ行フ時ニ於テ
其ノ所属スル事務所ノ代表者ノ住所ヲ明ラカニスルコト